

Ⅲ 平成27年度組織の見直し

I 「清流の国ぎふ」づくり全面展開

1 「清流の国ぎふ2020プロジェクト」の推進

(地方創生)

○清流の国づくり政策課「地方創生室」の設置

- ・地方創生に係る国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を策定を受けて、地域の特性を踏まえた岐阜県版の総合戦略を策定し、「ひと」と「しごと」の好循環を確立し、「まち」を活性化する施策を推進するため、清流の国推進部清流の国づくり政策課に「地方創生室」(5人)を設置。

(1) 「清流の国ぎふ」ブランドの向上

(世界農業遺産認定に向けた取組みの推進)

○「農村振興課」の体制強化

- ・「長良川の鮎」の世界農業遺産認定を目指したPR及び里川保全に取り組む体制を強化するため、農村振興課の職員を増員(2人)。

(2) スポーツの振興

(スポーツ推進体制の拡充)

○清流の国推進部「次長(スポーツ科学センター担当)」の設置

- ・スポーツ科学センターにおいて関係団体と協調して実施するアスリートに対する科学的支援、就業支援等を総括するため、清流の国推進部に「次長(スポーツ科学センター担当)」を同所駐在として設置。

○「地域スポーツ課」及び「競技スポーツ課」の設置

- ・清流の国推進部スポーツ推進課の事業拡大に伴い、スポーツイベントや合宿の県内誘致などスポーツによる地域振興に総合的に取り組む「地域スポーツ課」(27人、課内室含む)と、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた人材の発掘及び育成・強化に取り組む「競技スポーツ課」(14人)の2課に再編。

○地域スポーツ課「全国レクリエーション大会推進室」の設置

- ・平成28年の全国レクリエーション大会開催に向け、県レクリエーション協会と共同で準備・PRを実施し、開催機運を高めるため、清流の国推進部地域スポーツ課に「全国レクリエーション大会推進室」(5人)を設置。

○競技スポーツ課「障がい者スポーツ係」の設置

- ・東京パラリンピックに県ゆかりの選手を10人送り出すことを目標に、選手の発掘、競技団体の指定・強化、指導者の養成に取り組むため、競技スポーツ課に「障がい者スポーツ係」(2人)を設置。
- ・障がい者スポーツの裾野拡大に向けて、「県障害者スポーツ協会」の体制強化による更なる事業推進と、県と協会との連携強化を図るため、同協会に職員(1人)を派遣。

(3) 地域の魅力づくり

(移住・定住の推進)

○清流の国づくり政策課「移住定住まちづくり室」の設置

- ・「地域の将来を支える人を呼び込む」との視点から、岐阜県への移住定住を促進するとともに、空き家活用など県内市町村の受け入れ態勢の充実を図るため、まちづくり事業や地域の活性化を支援する施策に取り組んでいる清流の国づくり政策課地域振興室を「移住定住まちづくり室」(11人)に再編。

(戦略的な企業集積の推進)

○企業誘致課「工業団地開発推進室」の設置

- ・近年の好調な企業立地の結果、工業用地が減少しており、新たな工業用地開発を戦略的に推進していくため、商工労働部企業誘致課に「工業団地開発推進室」(3人)を設置。

(地域資源の再生)

○観光交流推進局を「観光国際局」に再編

- ・観光課と国際戦略推進課の2課で構成されていた観光交流推進局を、「観光企画課」(15人)、「観光誘客課」(12人)、「国際戦略推進課」(12人)の3課に再編し、主要観光資源の魅力向上や観光地の再整備、国内及び海外からの誘客に積極的に取り組む体制を構築。局の名称を「観光国際局」と変更。

○飛騨県事務所振興防災課「観光係」を設置

- ・北陸新幹線の開業等を踏まえて、飛騨地域の観光誘客の推進に地域で取り組むため、飛騨県事務所振興防災課に「観光係」(2人)を設置。

(リニア中央新幹線活用戦略の推進)

○リニア推進事務所の体制強化

- ・リニア中央新幹線に係る用地取得事務をJR東海から受託して推進するにあたり、体制を強化するため、リニア推進事務所を増員(5→7人)。

2 「岐阜県成長・雇用戦略」の加速

(成長産業の育成・支援)

○「新産業振興課」と「情報産業課」の統合再編

- ・ITとものづくりの融合による企業の技術研究開発を支援し、付加価値の高い新商品・新サービスの創出及び企業の技術力・収益力の向上を図るため、商工労働部情報産業課を新産業振興課に統合。情報関連産業の振興については、新産業振興課に「情報産業室」(6人)を設置して継続。

(企業誘致の促進)

○企業誘致課「工業団地開発推進室」の設置

＜P2 I.1 『清流の国ぎふ2020プロジェクト』の推進』の再掲＞

(観光誘客の促進)

○観光交流推進局を「観光国際局」に再編

○飛騨県事務所振興防災課「観光係」を設置

＜P 2 I.1 『清流の国ぎふ 2020 プロジェクト』の推進』の再掲＞

(障がい者の一般就労拡大)

○労働雇用課「障がい者就労係」の設置

- ・障がい者を受け入れる企業を開拓、支援する「障がい者雇用企業支援センター（仮称）」の新設、特別支援学校卒業生の就労支援等、障がい者の一般就労を支援するため、商工労働部労働雇用課に「障がい者就労係」（3人）を設置。

3 未来につながる農林水産業

(世界農業遺産認定に向けた取組みの推進【再掲】)

○「農村振興課」の体制強化

＜P 1 I.1 『清流の国ぎふ 2020 プロジェクト』の推進』の再掲＞

4 「清流」環境の保全・活用

(有害鳥獣対策の推進)

○農村振興課「鳥獣害対策室」の設置

- ・野生鳥獣による農作物被害は依然として深刻な状況である一方、対策が未実施の集落も多いことから、これらの地域を中心とした対策の普及及び広域的な防護・捕獲活動の促進による被害の軽減を図るため、農政部農村振興課に「鳥獣害対策室」（5人）を設置。
- ・増加により環境に与える影響が問題となっているニホンジカの個体数調整のための捕獲事務を、環境生活部から農政部に移管し、鳥獣害対策室において一体的に実施。

6 未来を担う人づくりの充実

(教育大綱策定とこれに基づく人材育成)

○「学校安全課」の設置

- ・いじめ、交通事故、自然災害、犯罪被害といった児童生徒を取り巻く危機事案に迅速かつ専門的に対応するため、教育委員会事務局を再編し「学校安全課」（16人）を設置。

7 ネットワーク・インフラの整備

(安全で円滑な交通の確保)

○リニア推進事務所の体制強化

<P2 I.1 『清流の国ぎふ2020プロジェクト』の推進』の再掲>

II 安心して暮らせる強靱な「清流の国ぎふ」

1 少子化対策の推進

(女性の活躍推進)

○子ども・女性局の再編

- ・重要課題である女性の活躍推進をキャリア意識醸成、仕事と家庭の両立支援といった施策を通じて更に強力に推進するため、健康福祉部子ども・女性局を再編し、子ども・女性政策課を「女性の活躍推進課」(13人)に改組。少子化対策と保育施策を一体的に推進する「子育て支援課」と、児童養護、DV等を担当する「子ども家庭課」の3課体制とする。

2 医療、福祉の更なる充実と連携強化

(医療と福祉の連携)

○地域医療推進課「在宅医療係」の設置

- ・地域医療の重要課題である医療と福祉の連携に一元化して取り組むため、医療整備課から在宅医療に関する業務を移管するとともに、高齢福祉課からも業務を集約して「在宅医療係」(4人)を設置。

○「希望が丘学園」の再整備

障がい児に対する医療的ケア拡充等のための施設再整備に合わせて組織体制を充実強化。

- ・学園における医療と、地域における福祉との連携を推進するため「医療福祉連携部」を新設。
- ・発達障がい児医療に関する「岐阜県発達精神医学研究所」を設置。

※ 平成27年9月に「希望が丘こども医療福祉センター」に名称を変更して、新施設を供用開始予定

(誰もが安心して暮らせる福祉の充実・強化)

○「発達障害者支援センター」の設置

- ・成人期の発達障害に対する相談支援及び家族や地域への支援を充実させるため「発達障害者支援センター」(6人)を、平成27年4月に新設される障がい者総合相談センター(岐阜市)内に設置。

○「障がい者総合相談センター」への4機関の集約

- ・平成27年4月に開設する障がい者総合相談センターに「精神保健福祉センター」「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」「発達障害者支援センター」の4機関を集約し、障がいに係る一元的な相談支援を実施。

3 「岐阜県強靱化計画」の着実な推進

(1) 強靱な地域づくりの推進

(「清流の国ぎふ」の暮らし、文化を守る備えの強化)

○防災課「山岳遭難・火山対策室」の設置

- ・北アルプス地区における登山届提出と言った山岳遭難防止策及び火山ハザードマップや避難計画の策定といった火山防災対策の推進のため、防災課に「山岳遭難・火山対策室」(6人)を設置。

○県事務所振興防災課「防災係」の設置

- ・地域での防災、危機管理に関する管内市町村及び現地機関との連携推進、並びに災害時の情報集約等に確実に取り組むため、各県事務所振興課を「振興防災課」とし、同課に「防災係」(2人)を設置。

○砂防課「土砂災害対策監」の設置

- ・土砂災害警戒区域の周知、土砂災害警戒情報の活用等の総合的な土砂災害防止対策の推進を図るとともに、市町村の避難勧告等の発令を技術的に支援するため、砂防課に「土砂災害対策監」を設置。

その他の体制の見直し

○振興局を「県事務所」に改組

- ・県の総合現地機関である振興局及び事務所について、県政の幅広い業務を所管することをより明確にするべく「県事務所」に改称し、7地域ごとに設置。

○行政管理課を総務部へ移管

- ・知事直轄組織にある「行政管理課」を、行政運営全般を所管する総務部へ移管するとともに、上記「県事務所」を所管。